

青森県造林補助事業検査実施要領

昭和51年10月27日	制 定
昭和60年 9月11日	一部改正
昭和63年 5月 6日	〃
平成 2年 1月18日	〃
平成 3年 3月 8日	〃
平成 4年 3月24日	〃
平成 5年 3月17日	〃
平成 6年 3月17日	〃
平成10年 8月26日	〃
平成11年12月 6日	〃
平成13年 7月24日	〃
平成19年10月17日	〃
平成22年 6月 2日	全部改正
平成22年11月 1日	一部改正
平成23年10月 1日	一部改正
平成24年 7月13日	一部改正
平成25年 1月 8日	一部改正
平成28年 5月17日	一部改正
平成29年 6月 9日	一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1 青森県民有林野造林補助規則（平成10年3月青森県規則第43号）、青森県民有林野造林補助金交付要綱（平成10年3月30日制定。以下「交付要綱」という。）及び青森県民有林野造林補助実施要領（平成15年3月31日全部改正。以下「実施要領」という。）に基づいて行う造林補助事業等に関する検査については、この要領の定めるところによる。

(検査員)

第2 検査員は、地域県民局地域農林水産部の職員で、地域県民局地域農林水産部長が命じたものとする。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 検査は、その信頼性を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。

(立会人)

第3 検査は、原則として、申請者（代理申請者を含む。）を立会わせて行うものとする。

2 検査員は、検査に際して、立会人に必要な機械器具、書類等を準備させるものとする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第4 検査は、補助金交付申請書の受理後、速やかに、申請のあった施行地1箇所ごとに行い、原則として書類検査及び現地検査とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行地の面積が次に定める規模に満たないものについては、無作為に抽出する10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。

(1) 人工造林・樹下植栽 1.00ヘクタール

(2) その他 3.00ヘクタール

ただし、事業主体が地方公共団体の場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず5.00ヘクタールとする。

3 施行地の無作為抽出の方法は、例えば乱数表の利用又は検査業務に直接関わらない職員等による抽出とするなど透明性と客観性の徹底を図ることとし、検査調書の備考欄にその抽出方法を明記すること。

4 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前2項を適用しないものとする。

(竣工の認定)

第5 検査の結果、当該施行地が補助条件に適合しないときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度の一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(検査調書)

第6 検査員は、検査した事項を検査調書（様式1）に記入し、これに記名押印する。

(検査調書等の保存)

第7 検査調書及びこれらに類する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5箇年間保存しなければならない。

第2章 書類検査

(書類検査の趣旨)

第8 書類検査は、補助金交付申請の内容等が交付要綱に定める採択要件に合致しているかどうかを確認することを旨として行うものとする。

(森林所有者及び造林地の地番)

第9 造林地の森林所有者及び地番は、「青森県民有林野造林補助金事務取扱の手引き」(平成16年3月3日作成)により確認する。

(事業完了年月日)

第10 事業完了年月日は、原則として事業主体の施業が終了した年月日とする。

(面積の照査及び査定)

第11 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は、検査面積に従って行う。

(使用資材)

第12 苗木については、樹種及び本数を苗木受払簿等のほか、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第18条に定める生産事業者表示票又は配布事業者表示票等により確認する。

2 前項の規定にかかわらず、林業種苗法の対象となっていない自家用種苗については、品種系統等が明らかであること等を確認する。

3 苗木以外の資材については、購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

(保育間伐の確認)

第13 保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合(Ⅶ齢級以下(天然林にあつてはⅩⅡ齢級以下)の林分及び気象害等を受け不良木となったものの淘汰を行った林分を除く。)で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第14 間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、次により確認する。

(1) はい積写真、検知野帳等

(2) 出荷先の入荷伝票、出荷伝票等

(除伐・保育間伐・間伐・更新伐の施業間隔の確認)

第15 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第16 実施要領第18の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(申請書等の確認)

第17 申請書類等につき、第8から第16までの事項のほか次の事項を以下の書類等により確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
 - ア 森林環境保全直接支援事業であって、査定係数1.7が適用される事業に係る申請の場合は次の書類
 - ① 森林経営計画等の認定番号等
 - ② 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
 - ③ 間伐及び更新伐(森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで交付要綱第2の2の(1)のアに定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。)については、集約化実施計画の承認番号又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し
 - ④ 要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る県知事による裁定通知書の写し
 - イ 公的森林整備事業及び被害森林整備事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
 - エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権

限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画等の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) 施業の状況を確認出来る書類等が整備されていること。

ア 施業前・施業中・施業後の写真を撮影し、添付しておくものとする。また、これらの写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

イ これらの写真は、同じ地点、同じ方向から撮影されたものと判別可能であること。

第3章 現地検査

（施行地の位置確認）

第18 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、全地球測位システム（以下「GPS」という。）等で照合・確認するものとする。

（施行地の境界）

第19 造林地として認める外周は、外側の植栽木から1メートルの範囲内とする。

2 樹下植栽等、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐（以下「森林整備」という。）のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取り扱う樹木を包括する森林の区域の面積とする。

(除地の範囲)

第20 道路敷、岩石地、崩壊地、風衝地、湿地、保護樹林帯等、林木の育成に利用できない林地（以下「植栽不可能地」という。）で、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上あるものは除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。なお、天然林の区域がまとまって0.01ヘクタール以上あるものも同様とする。

- 2 1箇所0.01ヘクタール未満の植栽不可能地を2箇所以上合わせて0.01ヘクタール以上となるものは、除地としない。
- 3 前項の規定にかかわらず、森林作業道敷等は除地としない。

(測量成果の照合)

第21 2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合する。ただし、GPSによる測量にあつては、2箇所以上の測点を実測するものとする。

- 2 前項による照合結果が、通常の見誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるものとする。
- 3 各施行地の測量成果の照合結果が、通常の見誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地（第1項で照合した施行地を除く。）について、第1項に準じて測量成果を照合するものとする。
- 4 通常の見誤差の限度とは、周囲測量においては距離100分の5、GPSにより測量したものは1点あたり1メートルとする。

(植栽本数の検査)

第22 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、別表1の早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法

- 2 前項(1)又は(2)の方法により検査する箇所数は、次のとおりとする。
 - (1) 施行地の面積が1ヘクタール未満の場合・・・1箇所以上
 - (2) 施行地の面積が1ヘクタール以上の場合・・・3箇所以上

(枯損率)

第23 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数のうちの枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数／植栽本数により算出する。

(本数の査定)

第24 枯損率が20パーセント未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

(樹種区分)

第25 1 施行地に適用標準単価の異なる2種類以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

(地拵えの検査)

第26 地拵えの状況については、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払物の整理がその後の保育作業等に支障がなく、成林可能な程度に実施されているかどうかを踏査確認する。

2 地床種については、再造林、天然林伐跡、原野、水田跡地等、前況の状況を確認する。

(樹下植栽等の検査)

第27 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を踏査確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不要萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

(林齢の確認)

第28 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等又は森林簿若しくは伐根の年輪により確認する。

(人工造林の検査)

第29 人工造林（樹下植栽を含む。）について、枯死率が20パーセント以上の場合には、竣工と認めないこととする。

2 枯死率が20パーセント未満であるときは、第22の検査結果と申請本数の照査を行った結果が次項の許容限度内にあるときは申請本数をもって査定本数とし、許容限度を超えるときは検査本数をもって査定本数とする。

3 植栽本数の許容限度は5／100とする。

4 枯死率が20パーセント未満であっても、植栽本数が実施要領に定める下限本数を下回る場合は、採択しないこととする。

(下刈りの検査)

第30 下刈りの検査は、雑草木の刈払いが植栽木の育成を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行うものとする。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第31 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、雪起こし本数率(雪起こし本数/現存生立本数)及び倒木起こし本数率(倒木起こし本数/現存生立本数)を確認する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の作業が可能な区域を単位として把握する。

(森林整備の本数の検査)

第32 森林整備の本数については、不用木の除去及び不良木の淘汰の本数につき、本数検査法により検査する。

2 前項により検査する箇所数は、次のとおりとする。

(1) 施行地の面積が1ヘクタール未満の場合・・・1箇所以上

(2) 施行地の面積が1ヘクタール以上の場合・・・3箇所以上

(伐採木の搬出材積の現地確認)

第33 間伐等における伐採木の搬出材積については、標準地調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助金交付申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。

(枝打ちの検査)

第34 枝打ちの検査は、スギ又はヒバの林分で雄花の多い立木を主体に実施されていることを確認する。

2 枝打ち本数の検査は、本数検査法により行う。

3 枝打ち高の検査は、枝打ち部分の実施高を確認する。

(森林作業道等の検査)

第35 森林作業道の検査については、青森県森林作業道作設指針第3の施工に規定する各項目と照査し、検査するものとする。

2 延長の検査は、始点から終点までの距離につき実測により行う。幅員の検査は、延長おおむね300メートルごとに1カ所以上の幅員を実測することにより行う。

3 森林作業道以外の作業道の検査については、青森県造林作業路検査要領(昭和55年9月29日制定)に準じて検査を行うものとする。

(付帯施設等整備の検査)

第36 付帯施設等整備の検査については、青森県標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認するものとする。

(施業図の照査)

第37 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林地況の概要等の記載の当否を照査する。併せて、空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

(施業図等への記入)

第38 施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検出した線又は検出点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

(復命書)

第39 検査者は、現地検査を完了したときは、検査復命書(様式2)に前項により調査内容が記入された施業図、検査状況写真等を添付のうえ復命するものとする。

(写真)

第40 検査時における検査員及び立会人並びに検査状況(測量成果、伐採本数、施行状況等)の写真を撮影し、検査復命書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

第4章 その他

(長期育成循環施業に係る特記事項)

第41 長期育成循環施業については、次に掲げる事項により確認する。

- (1) 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していない森林であることを確認する。
- (2) 「青森県における天然更新完了基準」に基づき、確実に天然更新が図れると判断される場合を除き、更新伐実施年度の翌年度から起算して2年以内に樹下植栽等による更新に必要な措置を行うこと及び更新伐実施の翌年度から起算して15年間は長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める当該森林が維持すべき立木材積(当該林分の標準伐期齢時の立木材積の2分の1)を下回ることとなる伐採を行わないことを約す

る協定等を確認する。

なお、森林所有者が事業主体でない場合は、受委託契約書等に同様の趣旨が明記されていることを確認する。

(その他)

第42 この要領にない事項については、必要に応じてその都度協議するものとする。

(別表1) 植付け(植栽)本数早見表

1ヘクタール当たり

		方 形 植 栽														
苗間 距離 (m)	列 間 距 離 (m)															
	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0	
1.0	10,000															
1.2	8,333	6,944														
1.4	7,143	5,952	5,102													
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906												
1.8	5,556	4,630	3,968	3,472	3,086											
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500										
2.2	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066									
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,325	2,083	1,894	1,736								
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,497							
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,624	1,488	1,374	1,276						
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111					
3.5	2,857	2,381	2,041	1,821	1,587	1,429	1,299	1,190	1,090	1,020	952	816				
4.0	2,500	2,083	1,786	1,563	1,389	1,250	1,136	1,042	962	893	833	714	625			
5.0	2,000	1,667	1,429	1,250	1,111	1,000	909	833	769	714	667	571	500	400		
6.0	1,667	1,389	1,191	1,042	929	833	758	694	641	595	556	476	417	333	278	

注) 苗間距離及び列間距離は水平距離。

様式2（第39関係）

部長	次長	課長	課員

平成 年 月 日

青森県知事 殿

検査者
所属
職・氏名

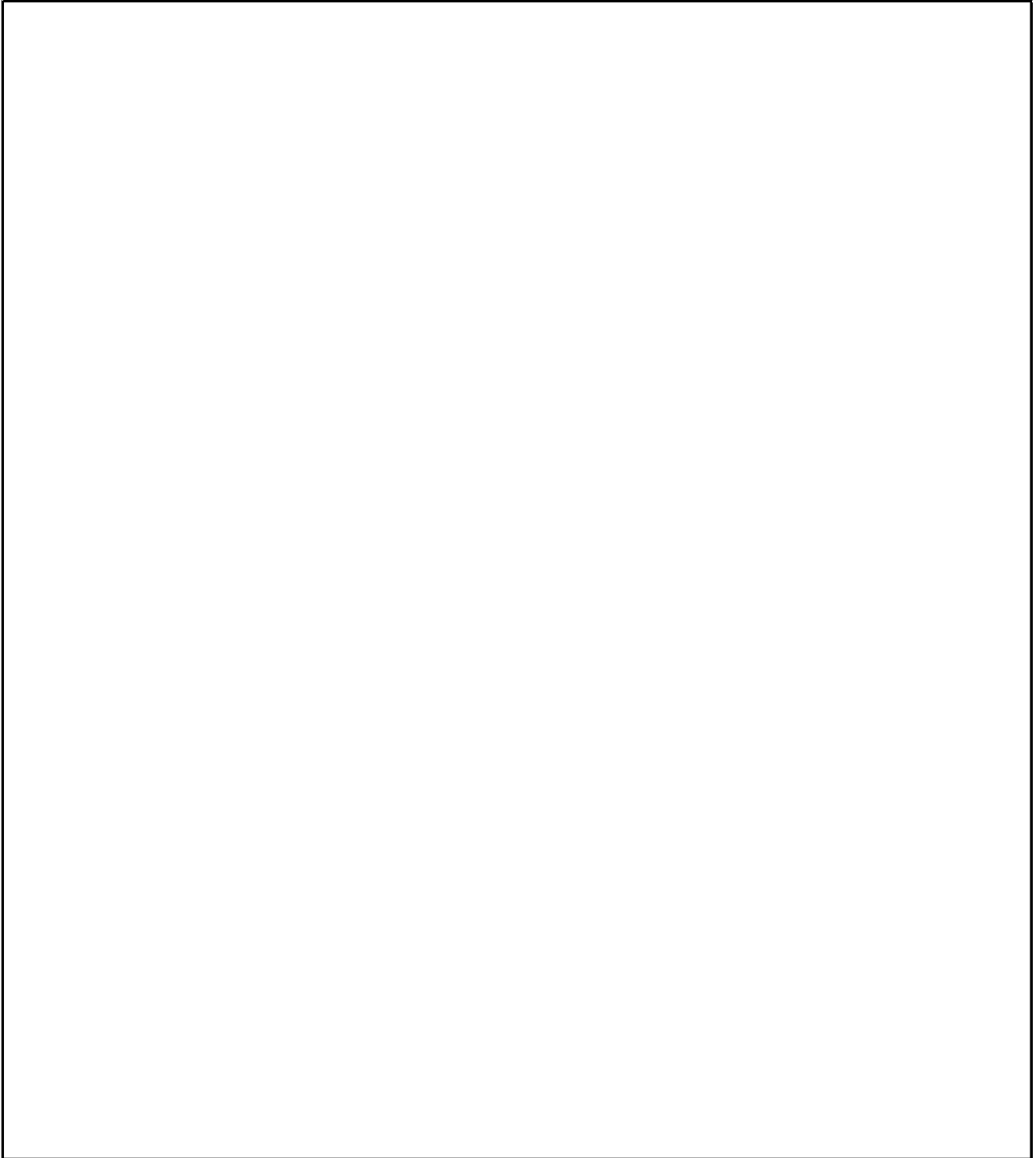
検 査 復 命 書

下記施業の現地検査をしたところ概要は次のとおりでした。

事業名	
施業種	
施業場所	
検査場所	
事業主体名	
検査年月日	
摘 要	

(裏面 例)

検査状況写真添付



※ 上記写真は、検査の状況を把握するために添付することから、検査員及び立会人並びに検査の内容が分かるもの（例えば、プロット内の本数確認状況など）を撮影したものとする。

これらの写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとするが、GPSデータがない場合は、撮影場所を明記した森林施業図等を添付する。